

明治大学法科大学院「ジェンダーと法Ⅱ」授業参加者アンケート

2019年1月8日（火）

ゲストスピーカー： 矢野 恵美 教授

本日の講義に参加した動機を自由に記入してください。

- ・刑法の性犯罪についての改正は、司法試験でも大切なため。
- ・改正 177 条を深く理解していなかったため、参加しました。
- ・ジェンダーと法Ⅱを履修していたため。
- ・ジェンダーと法Ⅱを履修しているため。
- ・授業の一環として。
- ・元々性犯罪に興味があり、法律を学ぼうと決めたため、興味があった。
- ・授業の一環として。
- ・刑法の改正の点には興味があったため、授業の履修の関係上出することは出来なかったのですが、ビデオで講義をきかせていただきました。
- ・ジェンダーと法Ⅱ履修のため。ジェンダー法学会の参加の際、興味をもったため。

本日の講義の感想を自由に記入してください。

- ・具体的事例を用いて改正 177 条について講義をして下さったので、どの点が旧 177 条と異なるのか、とてもイメージしやすくわかりやすかったです。とても勉強になりました。
また、監護者の恋人による児童虐待（性的虐待）が多いのも驚きました。そして、性犯罪を親告罪にしているということは、「性犯罪の被害にあうことは恥ずかしいこと」という価値観を国が表明していることになり、身内が泣き寝入りを勧めることにつながるという説明がありましたが、そのように考えることがなかったので、とても勉強になりました。
強姦致傷で異例の執行猶予判決が出てしまった新潟地裁の裁判例がありましたが、この裁判員は、比較的年齢が上の方々だったのではないかなと思いました。私の母親世代（50代）はこのようなニュースを見ても被害者の落ち度論をかなり言うので……。
- ・普段刑法と刑訴法は個別に学習するので、性犯罪というフィルターを通してそれぞれの問題点を学ぶことができ、非常に有意義でした。
- ・改正されても、未だ様々な問題点が残っているのだなということを実感しました。
- ・子どもについて公訴時効について考えさせられました。具体的でわかりやすかったです。ありがとうございました。
- ・示談金の問題について、前期から気になっていたため、取り上げてもらえてありがたかったです。示談金が告訴の取り下げの交渉材料になることはおかしいと思います。しかし、もう自分の被害は回復しえないのだから、せめて少しでも多くのお金を受け取りたいという被害者の心

情にも寄り添った制度運用が必要だと思います。ただ、被害を訴えるハードルが高い性犯罪が告訴不要になったメリットは大きいと思います。

- 最初の事例が紹介され、その後改正法と前の比較、改正の問題点などが紹介されていて大変わかりやすかったです。刑法の理解にもつながりました。
- 刑法の性犯罪に関する改正について、ジェンダーの観点から考えることで、改正内容、残された課題について深く考えることができました。今まで13歳という年齢制限について特に何も感じなかったのですが、確かに13歳から自分の意思で性交ができるかについて十分な教育がなされているかどうかを考えると、13歳の年齢制限が妥当か、少し疑問を感じました。これから社会の考え方が変わると思います。
- 性というテーマに対し非常にクローズドである日本の国民性は、様々な問題の根本として、非常に闇深いものだと感じています。何故、このような国民性を有するに至ったのかという点、スウェーデンや欧州の国民性と比較してどういった相違があるのかという点についての先生の御意見を是非お聞かせ願いたく存じます。
- 親告罪につき、これまで私も反対であった。しかしこの講義を受けて、自分の不勉強さ、とても重要であり、大変勉強になった。
- 性犯罪についてすごく勉強になりました。
- 話が上手で引き込まれた。
- 内容も非常に興味深いものでした。
- 177条の規定ぶりから、「13歳からは自分の意思で性行為ができるという意味」というスウェーデンの方の発言を矢野先生から聞き、確かにそういう解釈になるなと思った上で、現実社会との乖離が甚だしいと感じた。

今回の刑法改正は、厳罰化され、さらに対象が社会状況の変化により拡大されたと言われ、良いものだと考えていた。もっとも、挿入されるものが男性器に限定されていたり、被害者の抵抗を著しく困難にする程度という基準が変更されていなかったり、上述した年齢制限が実社会と噛み合っていなかったりと問題が多く残っている点に驚いた。未だ過去の価値観が残っており、なお考えるべきポイントがあるのだと思った。また、非親告罪化についての話もとても興味深かった。現に、私は矢野先生の話の冒頭で、いくつかの事例を挙げられた際に男性がクラブで短パンをはいていた、飲んで終電を逃して泊まった際に性行等をされた場合、被害者に落ち度があるのではないかという考えも浮かんだ。しかし、被害者の落ち度論は法改正や犯罪一般について考える上で問題とするのは誤っていると思った。今回、大切なことを学ぶことができました。

今後、実施してほしい継続教育のテーマ・実施希望時期がありましたら、自由に記入してください。

・労働問題について講義を聞きたいです。

矢野先生からのご講評

たくさんの貴重な感想を頂き、ありがとうございます。今回の性犯罪規定改正は、日本の規定がようやく時代に適合するようになった非常に重要なものである一方、まだまだ課題も残っています。法を学ぶ皆様と、このテーマを一緒に考えることができ、とても嬉しかったです。

ご質問にありましたが、性の問題は、その国の文化と深くかかわりがあります。なぜ、日本が性に関してクローズドな文化をもつかは、お答えできるほど知識がなく申し訳ありません。ただ、恐らく現在の性に関する考え方はそれほど古いものではないように思います。そして、そこには女性にのみ「貞操」を求める男女不平等が潜んでいます。これは人々の意識を変えない限り、克服することはできません。そしてこの意識を変える鍵は「教育」です。北欧との大きな違いも、性、家族、法、差別、平等、権利等に関する「教育」をどれくらい子どもに対して行っているかです。そして、これらに内容に関する「教育」については、法を学ぶ者が意識して変えていける部分ではないでしょうか。皆さんと問題意識を共有して、社会を良くしていければと思います。

最後に、このような貴重な機会を与えてくださった辻村みよ子先生に深くお礼を申し上げます。